

様式第八号(第百八十七条関係)

内閣府及び厚生労働省所管			年金特別会計	
事業所整理記号	事業所番号	年度	所属年度	
船 員 保 険 料				円 円
厚生年金保険料				円 円
子ども・子育て拠出金				円 円
合 計				円 円

指定期限 令和 年 月 日 限り

納付場所 日本銀行本店、支店、歳入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等)、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和 年 月 日

歳入徴収官の官職氏名

印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額(督促の対象となる額)です。

備考

- 1 日本銀行に納付を指定したときは、「納付してください。」の次に次のただし書を加えること。「ただし、指定期限を経過したときは、日本年金機構年金事務所へ納付してください。」
- 2 保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。
- 3 この様式により子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。
- 4 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。